

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 9 月 3 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（ 2 4 名 ）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農 業 委 員 会 小 田 雄 治
 事 務 局 会 長
 病院経理課長 鈴 木 清 武

副 市 長 鈴 木 正 美
 代表監査委員 木 村 哲 三
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 林 久 男
 事 務 局 宿 舎 野 口 國 男
 国 民 配 舍 人 野 口 國 男
 支 病 再 整 備 室 長 鐔 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

日程第 1 開 会

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議員の皆さん方、執行部の皆さん方、残暑厳しいところでありますので、クールビズのことでもありますので、上着のほうを脱ぐことを自由にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

日程第 2 議長報告事項

- 議長（明智忠直） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

- 議長（明智忠直） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

2番、島田和雄議員、3番、平野忠作議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

- 議長（明智忠直） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第3回定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(明智忠直) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第19号までの19議案と、報告第1号から報告第6号までの報告6件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

○議長(明智忠直) 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第19号までの19議案と、報告第1号から報告第6号までの報告6件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成19年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3号 平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

- 議案第 6 号 平成 19 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 19 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 19 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 20 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 20 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第 17 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 18 号 財産の取得について
- 議案第 19 号 専決処分の承認について
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)
- 報告第 1 号 平成 19 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 19 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 19 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 19 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 19 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
-

日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

平成20年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに、深く感謝を申し上げる次第であります。

はじめに、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第9号までは、平成19年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成19年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額263億3,287万7,890円、歳出総額は254億4,947万6,938円となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は8億412万7,902円となりました。

議案第2号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額81億3,298万7,436円、歳出総額76億9,511万1,807円、差し引き4億3,787万5,629円となりました。施設勘定は、歳入総額8,127万2,534円、歳出総額6,446万4,492円、差し引き1,680万8,042円となりました。

議案第3号は、平成19年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額41億9,267万9,162円、歳出総額40億4,505万2,955円、差し引き1億4,762万6,207円となりました。

議案第4号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額32億7,686万2,205円、歳出総額31億8,445万8,031円、差し引き9,240万4,174円となりました。

議案第5号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億1,542万4,676円、歳出総額6億7,699万6,043円、差し引き3,842万8,633円となりました。

議案第6号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,850万6,315円、歳出総額5,850万6,315円、差し引き0円となりました。

議案第7号は、平成19年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,298件、普及率は78.8パーセント、年間給水量は614万9,840立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は18億2,326万4,174円、事業費用は15億3,905万5,986円、差し引き2億8,420万8,188円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入 1 億6,150万2,800円、支出は 5 億7,672万5,031円となり、収支不足額 4 億1,522万2,231円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 8 号は、平成19年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は 32万517人、外来患者数は85万3,350人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は299億7,195万5,002円、事業費用は 296億6,106万4,124円、差し引き 3 億1,089万878円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入3,219万2,000円、支出は26億5,576万4,987円となり、収支不足額26億2,357万2,987円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 9 号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者 1 万7,230人、休憩者6,357人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 1 億7,051万1,148円、事業費用は 1 億9,140万1,666円となり、改修工事等の影響により、差し引き2,089万518円の純損失となりました。

また、資本的収支は、建設改良費9,525万8,177円、企業債償還金273万8,725円、開発費 902万3,658円となり、収支不足額 1 億702万560円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 7 億1,700万円を追加し、予算の総額を262億9,700万円とするものであります。

議案第11号は、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、原油や鉄鋼等の資材高騰により建設改良費に6,596万7,000円を追加し、新本館建設工事に係る継続費の総額を205億8,475万円とするものであります。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更についての 4 議案は、いずれも新しい公益法人制度が本年12月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の制度改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてでありまして、防災行政無線整備工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求め

るものであります。

議案第18号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、専決処分の承認についてでありまして、地方自治法の一部を改正する法律が9月1日付けをもって施行されたことに伴い、関係する条例4件について専決処分したものであります。

報告第1号は、平成19年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、それぞれ報告するものであります。

報告第4号、平成19年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号、平成19年度の各公営企業会計決算における資金不足比率についての報告2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、今議会から新たに報告することとなったものであります。最後に、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境について申し上げます。

地球温暖化防止対策については、世界的な問題となっており、本市においても、本年3月から市の施設等の事務事業を対象に、温室効果ガス削減のための実行計画を策定したところであります。

特に、二酸化炭素の排出量として一番大きな比重を占める電気使用量の抑制に努めるとともに、そのほか環境にやさしい物品の購入やレジ袋の削減などにも取り組んでいるところであります。

次に、東総衛生組合について申し上げます。

旭クリーンパークについては、施設の経年劣化に加え、合併浄化槽汚泥の処理に対応できない状況から、施設の更新整備計画を策定し、国、県及び構成市町との協議を進めてきたところであり、去る8月8日付けでこの計画が承認されました。

これを受け、東総衛生組合では、現在の敷地内に平成21年度・22年度の2か年で施設の更新整備を計画しており、本年度から生活環境影響調査や基本設計等に着手する予定であります。

この新施設は、コンパクトでかつ再資源化を考慮した汚泥再生処理センターとして整備を図ることとしております。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月15日の敬老の日に保育所や文化協会等のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3会場において開催いたします。

児童福祉については、少子化対策として策定した旭市次世代育成支援行動計画が平成21年度をもって終了することから、後期5か年計画の策定に向けた基礎調査を実施することとし、今議会に関連する補正予算を計上したところであります。

今後は、次世代育成支援行動計画推進委員会のご意見をいただきながら、誰もが安心して子どもを生み育てることができる、実効性の高い計画を策定したいと考えております。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は、8月末現在で、2,018人と微増傾向にありますが、第1号被保険者の認定率は12パーセント前後で落ち着いている状況にあります。

介護予防は大変重要であり、健診と併せて生活機能評価を実施する中で、機能低下の見られる高齢者を抽出し、筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善等の指導に努めております。

また、一人暮らしの高齢者支援や閉じこもり防止対策についても、社会福祉協議会や民生委員・保健推進員等のご協力をいただきながら取り組んでいるところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

地域医療を担う自治体病院にとって、医師不足等の問題は深刻さを増し大変厳しい状況下にあります。旭中央病院は、公立の基幹病院として、地域の皆様に安心していただける医療を提供できるよう、医師や看護師等の確保対策や、医療水準の向上等を図りながら経営の合理化に努めてきたところであり、引き続き健全経営を維持しております。

また、再整備事業については、新本館建設工事の実施設計業務はおおむね終了いたしました。建設資材等の高騰の影響により工事費等の見直しが必要となりましたので、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、躯体工事を終了し、現在、仕上げ工事を施工しており、10月末の完成に向けて順調に進捗しております。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室では、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校の児童・生徒や引

きこもりの児童に対して、家庭訪問等を含めたきめ細かな指導を行っております。

外国語指導助手派遣事業については、去る 8 月に 3 名の A L T がアメリカ合衆国から着任いたしましたので、引き続き 5 名の A L T により英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。

三川小学校においては、文部科学省の受託事業として、5・6 年生を対象に英語の授業を週 1 時間実践しており、今後も、子どもたちが英語に対して興味や関心を高める取り組みを行ってまいります。

また、文部科学省の研究指定を受けた職場体験学習については、夏休みを活用し、第二中学校を除く四つの中学校から 2 年生 396 名が参加して、連続 5 日間「キャリア・スタート・ウィーク」を実施いたしました。この職場体験を通して、仕事の大変さや素晴らしさを知るとともに、自分の将来の職業を真剣に考える良い機会となりましたので、今後も、勤労観や職業観を育てるための職場体験学習等を充実させてまいります。なお、第二中学校については、来る 11 月に実施する予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

児童の自主性や協調性などを養うことを目的に、去る 6 月 19 日から 3 日間、飯岡小学校と三川小学校の 5・6 年生児童 26 名が参加して、2 回目となる「ユートピア通学合宿」を実施いたしました。

合宿の拠点施設から各小学校へ通学するという体験を通じて、自分のことは自分で行うという意識が醸成されるなど、大変有意義なものであったと考えております。

文化振興については、去る 8 月 3 日に天の川ライブフェスティバル「第 4 回旭市民音楽祭」を開催いたしました。当日は、13 団体から 236 名が出演し、吹奏楽や大正琴、ロックなどが演奏され、延べ 920 名の方々に好評をいただいたところであります。

体育振興については、去る 7 月 1 日に「あさひパークゴルフ場」のオープン記念として、第 1 回市民パークゴルフ大会を開催いたしました。大会には、総勢 161 名の参加があり、参加者は真新しいコースを堪能しながら熱戦を繰り広げたところであり、今後も、高齢者から子どもまでが一緒に楽しめる身近なスポーツとして、より一層普及促進に努めてまいります。

県立海上キャンプ場の移譲については、去る 7 月 16 日付けで、県から正式に当該施設の無償譲渡について提案がありました。

これを受け、これまで庁内で検討を重ねてきた結果、市民の利用も多く地域に密着した施設でもあることから、受け入れることとしたものであり、今後は、施設の利用実態を分析し

ながら、市の施設として適切な管理体制を構築するための準備を進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、7月19日から8月24日までの37日間、飯岡と矢指ヶ浦の海水浴場を開設いたしました。

期間中は天候にも恵まれ、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、水難事故もなく終了することができました。

また、期間中は、「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、これらのイベントには、県内外から30万人を超える大勢の来遊客があり、盛況のうちに無事終了することができました。

これらのイベントを通して、観光協会をはじめ関係機関のご協力に対し、心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、自転車競技の「ツール・ド・ちば2008」についてであります。来る10月11日から13日にかけて開催されることとなりました。競技には、県内外から多くの選手の参加が予想され、最終日となる13日には、選手が市内を力走いたしますので、沿道から市民の皆様の温かい声援をお願いいたします。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区の企業誘致については、去る8月26日に「北総養鶏組合GPセンター」の竣工式が行われ、操業を開始いたしました。また、このほかにも2社から進出の申し出があり、年度内には契約できる見込みと聞いておりますので、今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、県や金融機関等と連携を図りながら積極的に企業誘致活動を展開してまいります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

施設改修工事については、レストランを含む一階部分と東館の客室が完成し供用を開始したところであり、残る西館の客室改修工事についても、来る11月末に完成する予定であります。

今般、新装なった客室は、洋室16室、和室2室で機能性と清潔感を兼ね備えた造りとなっており、新装後の稼働率は、レストラン営業との相乗効果により堅調に推移し、訪れた観光客からも高い評価をいただいているところであります。

今後も、施設等の改善と合わせ、地元の食資源を活かしながら、本市の観光交流の拠点施

設「食彩の宿いおか」として、しっかりとその役割を果たしてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、米の生産調整の一環である飼料用米の栽培を約42ヘクタールで取り組むことができました。

しかしながら、国からの産地づくり交付金や緊急対策の一時金を加えても、生産者の実収入は低い状況にあることから、今後も、国や県へ更なる支援策を要望してまいります。

また、米を粉にする米粉が新規需要米として生産調整面積に認められることから「米粉麺」の試作に取り組むことといたしました。

今後は、学校給食への提供や、各種のイベントにおいて販売活動を展開するなど、積極的に普及促進に努めるとともに、将来的には、農工商の連携により、飲食店での提供や贈答品など、市の特産品として育ってくれればと考えております。

野菜の生産振興については、原油価格の高騰により生産コストは上昇しており、生産農家にとって大変厳しい状況下にあります。

今般、県では省エネ関係機器導入に対する支援として「燃油高騰対策」を実施すると聞いておりますので、今後も、国・県の支援策等の情報を速やかに提供するなど、生産農家を支援してまいります。

次に、遊休農地対策について申し上げます。

国際的に食料事情が混迷し、食料の安定供給が求められる中、限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地等の解消に向けた取り組みが全国的に展開されております。

本市においても、農業委員会と連携し、関係機関のご協力をいただきながら、市内の耕作放棄地の現状を把握するための現地調査を実施することといたしました。これにより、把握できた耕作放棄地については、地域に応じた解消計画を策定する中で、所有者の理解を得ながら耕作放棄地の減少に努めてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

昨年度から繰越しとなった、食肉等流通体制整備事業と畜産環境総合整備統合補助事業については、施設整備が完了し、それぞれ操業を開始したところであり、嫡木地区に整備を進めていた、畜産糞尿の浄化施設についても7月から稼働しております。

次に、農業による交流事業について申し上げます。

大原幽学遺跡の水田を活用した都市住民との交流事業は、5月の田植えに引き続き、7月

には草取り作業等を実施したところであり、今週末に稲刈りが行われ、10月には収穫祭が予定されております。

また、幽学遺跡においては、8月23日・24日の2日間にわたり、小学生を対象に換子教育体験が実施されました。

参加した市内の4年生から6年生16名は、親と離れ、遺跡内の旧林家で蚊帳を吊って就寝するなど、昔の暮らし方を通じて、先人の教えを体験することができました。

旭市親善少年野球大会については、市内農業団体等の協賛を得て8月17日、23日、24日に開催いたしました。大会には、市内の13チームと県内外から10チームが参加し、用意された市内の農畜産物を口にした子どもたちからは笑顔があふれるなど、活力に満ちた大会となりました。

また、昨年に引き続き、ジェフユナイテッド市原・千葉から中学生35名が農業体験に来訪し、14軒の市内農家に民泊しながら農業体験を行うとともに、市内のサッカーチームと交流を行いました。

これらの様々な交流事業を通じて、本市農業のPRとイメージアップにつながったものと考えております。

次に、漁業について申し上げます。

燃油高騰の影響は、漁業でも深刻な状況となっております。

漁船の燃料となるA重油の価格は昨年末から半年間で4割近く上昇し、操業に大きな打撃を与えていることを踏まえ、国は、燃油高騰水産業緊急対策として、操業の合理化による燃油削減に取り組む漁業者グループに対し、昨年12月を基準とする燃油費の増加分の9割を国が負担する省燃油実証事業を創設いたしました。

このほか、省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充や新設、休漁・減船への支援などを盛り込んだ緊急対策が講じられることとなりました。市としても、海匠漁業協同組合と連携しながら漁業者の所得向上に向けて支援してまいります。

また、恒例の秋の産業まつりについては、来る10月から11月にかけて3会場で実施する予定であり、昨年、市民から好評をいただいた朝市については、今年も、海匠漁業協同組合青年部が主体となり、来る10月5日に開催される予定であります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところであります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、東西線の国道飯岡バイパス入口から西側部分を県と調整を図りながら整備を進めており、総延長830メートルのうち約750メートルについて、10月末までには基層部分の工事を発注する予定であります。

旭中央病院の東側部分については、物件移転補償の全ての契約を終了し、用地についても、地権者のご協力により予定面積の約90パーセントを取得することができました。

また、南北線については、予定面積の約75パーセントを取得したところであり、今後も、早期完成を目指して関係地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めてまいります。

埴新町の道路改良工事については、防衛省との事前協議が整ったことから、用地費及び物件補償に係る補正予算を今議会に提案したところであり、今後は、関係地権者へ説明を行ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

防災行政無線統合整備事業については、これまで旧市町単位での運用となっておりますが、この事業により防災行政無線は統合され、市内全域で一斉放送ができることとなります。

また、デジタル化により聴覚障害者への文字放送が可能になるとともに、消防庁から発信される全国瞬時警報システムにも対応できるものであり、今議会に、防災行政無線統合整備に係る契約議案を提案したところであります。

次に、旭市総合防災訓練については、来る9月7日に飯岡支所の隣接地を会場に、地元6地区の住民の皆様をはじめ、陸上自衛隊、警察署、消防団、医師会などのご協力をいただいで実施いたします。

今回の訓練は、房総沖を震源とする大地震の発生により、大津波警報が発令された「発災対応型」の訓練として実施するものであります。

次に、地域振興について申し上げます。

資源価値創造事業については、去る6月14日から22日までの8日間、商工会館において「ちばてつや原画展」を開催したところ、延べ4,900人余りの来場者があり、15日にはちば先生ご本人が当地を訪れ、サイン会や講演会が開催されたところであります。

このイベントは、NHKテレビ「こんにちは1都6県」で3回放映されたのをはじめ、各種の報道機関にも取り上げられ、NHKFM「邦楽のひととき」では、同日に4回にわたって放送されたことから、本市のPRがより効果的にできたものと考えております。

次に、地区懇談会の開催について申し上げます。

地区懇談会については、平成17年度・18年度は、新市の誕生に伴う総合計画の策定にあた

り、多くの市民の意見を取り入れることを目的に開催し、平成19年度は、市政に対する理解を深めるため、テーマごとのタウンミーティングを開催したところであります。

本年度は、“自立・共生・協働”によるまちづくりを進めるため、各地域からご意見やご提案をいただき、これを市政に生かしていきたいと考え、今月末より、小学校区単位を基本に市内15か所で開催することといたしました。

次に、子ども議会について申し上げます。

去る7月29日に開催した子ども議会については、市内の小中学校から25名の子ども議員が参加し、地球温暖化対策やデジタル放送への対応、救急医療体制といった時代を反映した質問をはじめ、通学路の改善やごみの不法投棄などの身近な問題に関する質問など、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。

また、傍聴された大勢の保護者を含め、議場での体験は行政運営への理解を深める貴重な機会であったものと考えております。

なお、いただいた意見等については、しっかりと検証し、実施できるものは早急に対応するよう指示したところであります。

最後に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、平成17年度に策定した旭市行政改革アクションプランを指針に、これまでおおむね順調に推移してまいりましたが、このアクションプランも策定から4年度目を迎える中、時間の経過とともに、見直しが必要となってきた項目も出てきております。

組織や事務事業の見直し等をはじめ、庁舎のあり方、類似施設の統廃合、財政構造の健全化、未利用資産の処分など、早急に検討しなくてはならない課題もあります。

今後も、これらの課題等については、行政改革推進委員会のご意見をいただくとともに、議会をはじめ市民の皆様からのご意見等も踏まえながら、着実に行政改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前 10 時 50 分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

- 議長（明智忠直） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

- 財政課長（平野哲也） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計決算について補足説明申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます平成19年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料という別冊がございますので、ご用意いただきたいと思います。

それでは、資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 の決算規模でございます。

平成19年度一般会計の決算規模は、歳入が263億3,287万8,000円で、前年度と比べて 5 億 1,638万4,000円、2.0%の増でございます。歳出が254億4,947万7,000円で、前年度と比べて 15億2,548万6,000円、6.4%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,927万3,000円を差し引いた実質収支は 8 億412万8,000円となりました。

次に、2 ページをお願いします。

第 2 の歳入の決算額です。

上のグラフ第 2 - 1 表は歳入の構成比の推移を表したものです。平成19年度の決算では割合が一番多いのは市税で27.1%、2 番目は地方交付税で26.9%となっております。

続いて、下の第 2 - 2 表は主な歳入 4 項目について決算額の推移を表したものです。平成 19年度は、税源移譲等の影響で市税が増えましたが、反対に地方交付税は減っております。

また、国県支出金や市債については、学校耐震改修や道路、公園などの事業を行っているため、年々増えております。

次に、右側の３ページに移りまして、第３の歳出の決算額です。上のグラフ第３－１表は目的別歳出の推移を表したものでございます。大きいものは、総務費、民生費、教育費、公債費となっております。

下の第３－２表は性質別歳出の構成比を表しております。グラフをご覧いただいて分かりますように、人件費、扶助費、公債費の三つを合わせた義務的経費の割合は毎年下がっております。また、物件費や補助費、維持補修費までを加えた経常的経費の割合も減ってきております。

次に、４ページをお願いします。

上の第３－３表は、前のページで説明いたしました性質別支出の構成比の推移を折れ線グラフで表したものでございます。経常的経費や義務的経費の割合が減るのとは反対に、投資的経費の割合が増えております。

次に、下の第４表は、経常収支比率の推移を表したものでございます。19年度の経常収支比率は93.8%で、前年度の89.9%に比べて3.9ポイント増えました。主な原因は、経常一般財源が税源移譲に伴って減ったことによるものでございます。

次に、右側の５ページに移りまして、第５は、将来の財政負担でございます。このうち、上のグラフ第５－１表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しております。19年度の決算では19.2%となり、前年度の18.5%と比べて0.7ポイント高くなりましたが、早期健全化基準の25%は下回っております。

下の第５－２表は、これも健全化判断比率の一つでありまして、将来負担比率を表しております。これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。平成19年度決算の数値は121.7%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど、報告第４号でご説明申し上げます。

次に、６ページをお願いいたします。

上の第５－３表は市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。市債の現在高は平成19年度末で264億4,276万5,000円となり、前年度と比べて７億7,385万円増えておりますが、その要因は、臨時財政対策債等の増加によるものでございます。

次に、下の第６表は、基金現在高の推移を表しています。平成19年度末における基金の総

額は51億7,026万8,000円で、前年度と比べて11億7,320万2,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金と地域振興基金が増えたことによるものでございます。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページにつきましては歳入の状況、9ページにつきましては市税の徴収実績表でございます。10ページは、目的別歳出の状況、11ページについては性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページと15ページは目的別歳出における節別集計表でございます。

また、16ページは、一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したものととなっております。

また、17ページ以降は、主な施策に関する事項でありまして、19年度決算における主な施策について、決算書の掲載ページ順に事業費と事業内容を説明してございます。

以上で資料によります説明は終わりました、次に、決算書によりご説明いたしますので、お手元に厚い決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

まず、3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でございますので、説明は省略しまして、18ページの歳入からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1 款の市税は、調定額87億2,605万8,785円に対して、収入済額は、前年度比9.6%増の71億4,905万5,599円となっております。

主な項目について前年度との比較を申し上げます。1 項市民税の収入済額は、税源移譲による所得割の増により21.4%の増で33億8,347万4,098円、2 項固定資産税は1.0%の増で28億9,223万3,721円、3 項軽自動車税は3.7%の増で1 億3,147万164円、4 項市たばこ税は1.2%の減で4 億8,629万979円、6 項入湯税は2.1%の減で1,129万50円、7 項都市計画税は0.2%の増で2 億4,401万6,587円となっております。

なお、市税については、決算に関する説明資料の9ページに市税徴収実績表を掲載してございます。

次に、20ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は、収入済額4 億3,140万4,000円で、前年度比5 億1,676万5,219円、54.5%の減となっております。減の理由は、所得譲与税が終了したことによるものでございます。

3 款利子割交付金は、収入済額2,828万3,000円で、前年度比680万4,000円、31.7%の増となっております。

4 款配当割交付金は、収入済額3,064万円で、前年度比333万6,000円、12.2%の増となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,181万2,000円で、前年度比352万9,000円、13.9%の減となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億7,311万9,000円で、前年度比1,061万4,000円、1.6%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 2 億8,917万円で、前年度比3,595万1,000円、11.1%の減となっております。

8 款地方特例交付金は、収入済額4,674万円で、前年度比 1 億1,629万円、71.3%の減となっております。減の理由は、減税補てん分が終了したことによるものでございます。

9 款地方交付税は、収入済額が70億9,338万9,000円で、前年度比 5 億2,664万円、6.9%の減となっております。

内訳としましては、備考欄の 1 番、普通交付税が61億9,236万6,000円で、前年度比 4 億1,924万2,000円の減、備考欄 2 番、特別交付税が 9 億102万3,000円で、前年度比 1 億739万8,000円の減となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,490万8,000円で、前年度比32万円、2.1%の減となっております。

24ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額 7 億3,267万9,377円で、前年度比1,996万2,865円、2.7%の減となっております。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億14万6,556円で、前年度比853万7,377円、2.1%の減となっております。

次は、少し飛びまして28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額24億4,554万148円で、前年度比 5 億3,368万2,042円、27.9%の増となっております。

増の主な理由は、安全・安心な学校づくり交付金が増えたことによるものでございます。

次に、30ページをお願いします。

2 項 3 目土木費国庫補助金の一番下の備考欄のまちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの 4 事業に対して交付されたものでございます。

次は、32ページをお願いいたします。

2 項 5 目教育費国庫補助金の 2 節小学校費国庫補助金で備考欄の 2 番と 3 番の安全・安心な学校づくり交付金は繰越事業を含めて 7 校の耐震補強事業に対して、また、3 節中学校費国庫補助金で備考欄の 2 番と 3 番の安全・安心な学校づくり交付金は繰越事業を含めて 2 校の耐震補強事業に対して、4 番と 5 番は第二中学校改築事業に対して、それぞれ交付されたものでございます。

次に、同じ32ページで下のほうになりますが、14款県支出金は、収入済額11億6,971万4,644円で、前年度比333万3,256円、0.3%の減となっております。

減の主な理由は、少し飛びまして39ページをお願いします。2 項 4 目 1 節農業費県補助金の中で前年度にあったバイオマスの環づくり交付金が終了したことによるものでございます。

次に、40ページの一番下のほうになりますが、15款財産収入は、収入済額5,423万3,592円で、前年度比1,844万2,842円、51.5%の増となっております。

増の主な理由は、次の42ページをお願いします。1 項 2 目 1 節財政調整基金利子と 3 節地域振興基金利子の増によるものでございます。

同じ42ページの下のほうになりますが、16款寄附金は、収入済額515万3,500円で、前年度比306万2,500円、146.5%の増となっております。

44ページをお願いします。

17款繰入金は、収入済額 4 億840万7,420円で、前年度比 3 億9,948万34円、49.4%の減となっております。

減の主な理由は、46ページをお願いします。2 項 1 目財政調整基金繰入金と 2 目減債基金繰入金が減となったことによるものでございます。

同じ46ページの下のほうになりますが、18款繰越金は、18年度の決算剰余金で18億9,250万3,126円、前年度比 5 億9,896万5,368円、46.3%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額 3 億5,607万8,928円で、前年度比1,727万874円、4.6%の減となっております。

少し飛びまして50ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額30億8,990万円で、前年度比 3 億8,740万円、14.3%の増となっております。

増の主な理由は、1項5目1節の小学校債が増となったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、次に、歳出について申し上げます。

少し飛びまして56ページをお願いします。

1款議会費は、支出済額2億3,528万1,020円で、前年度比126万3,856円、0.5%の増となっております。

次に、58ページをお願いします。

下のほうになりますけれども、2款総務費は、支出済額45億2,755万1,018円で、前年度比3億42万4,128円、7.1%の増となっております。

増の主な理由は、財政調整基金積立金、後期高齢者医療関係の電算システム改修事業、参議院議員選挙費、千葉県議会議員選挙費等によるものでございます。

少し飛びまして71ページをお願いします。

3目文書広報費の備考欄の2番、広報活動費は、広報あさひの発行と市勢要覧の作成準備などを行ったものでございます。

また少し飛びまして85ページをお願いします。

備考欄の3番、コミュニティ育成事業は、神宮寺浜区の集会施設建設事業などに対する補助を行ったものでございます。また、その下の4番出会いの場創出事業は、新規事業として男女の出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを支援する事業等を行ったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の17ページから22ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、106ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額52億8,288万2,943円で、前年度比1億9,131万679円、3.8%の増となっております。

増の主な理由は、障害者福祉費、老人保健会計繰出金、児童手当給付事業が増になったことなどによるものでございます。

少し飛びまして115ページをお願いします。

2目障害福祉費の備考欄の10番、地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、各種の障害者福祉サービスを行ったものでございます。

次は、117ページをお願いいたします。

備考欄の13番、障害児者のための地域づくり支援モデル事業は、県のモデル事業として、

障害児者のための地域づくり支援事業を行ったものでございます。

少し飛びまして123ページをお願いします。

1 目老人福祉総務費の備考欄の10番、広域連合負担金は、平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度に伴う千葉県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

また少し飛びまして133ページをお願いいたします。

3 目児童福祉施設費の備考欄の2番、中央児童遊園S L改修事業は、S Lの改修工事と記念イベントを行ったものでございます。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の23ページから34ページに記載してございます。

次に、144ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、支出済額17億7,059万1,358円で、前年度比1,398万7,677円、0.8%の増となっております。

少し飛びまして152ページをお願いいたします。

2 目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、基本健康診査をはじめ、健康相談や指導、各種健診事業などを行ったものです。

また、少し飛びまして167ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費の備考欄の6番、環境美化事業は、きれいな旭をつくる会への補助金でございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の35ページから41ページに記載してございます。

次に、176ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、5 款労働費は、支出済額2,954万2,245円で、前年度比1,332万436円、31.1%の減となっております。

次に、180ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は、支出済額9億5,213万4,315円で、前年度比1億9,242万2,050円、16%の減となっております。

減の主な理由は、バイオマスの環づくり推進事業が終了したことによるものでございます。

少し飛びまして195ページをお願いします。

4 目畜産振興費の備考欄の3番、さわやか畜産総合展開事業は、家畜排せつ物を利用したたい肥の生産施設の整備に対して補助を行ったものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

5 目農地費の備考欄の6番、広域農業基盤整備事業は、清滝 期地区など6地区のほ場整

備事業に対して補助を行ったものでございます。

少し飛びまして205ページをお願いします。

2 目水産振興費の備考欄の 2 番、地域水産物供給基盤整備事業は、魚礁の設置工事を行ったものでございます。

なお、農林水産業費に係ります主要事業は、説明資料の42ページから49ページに記載してございます。

次に、206ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億5,225万6,888円で、前年度比5,419万5,760円、18.2%の増となっております。

増の主な理由は、211ページをお願いいたします。備考欄の 2 番、中小企業金融対策事業における預託金が増となったこと、それと、217ページをお願いします。217ページの中の備考欄の 4 番、観光施設整備事業におきまして、萩園公園駐車場内のトイレ設置工事を実施したものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の50ページから52ページに記載してございます。

次に、220ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額22億5,409万4,222円で、前年度比 2 億5,968万7,734円、13.0%の増となっております。

増の主な理由は、旭中央病院アクセス道整備事業、米込地先の 1 級 5 号線整備事業、旭駅前広場等整備事業が増となったことによるものでございます。

少し飛びまして231ページをお願いいたします。

備考欄の 4 番、旭中央病院アクセス道整備事業は、東西線と南北線の調査や設計、道路改良工事、用地購入等を行ったものでございます。

次は、233ページをお願いいたします。

備考欄の 6 番 H - 1 - 005号線地方特定道路整備事業は、東総広域農道から県道多古笹本線までの事業区間のうち、最後となった区間の用地購入と車道、歩道の整備を行ったものでございます。

その下の備考欄の 7 番、防衛施設周辺民生安定事業は、道路改良工事等を行ったものでございます。

少し飛びまして237ページをお願いします。

1 目都市計画総務費の備考欄の 3 番、都市計画マスタープラン策定事業は、都市計画マス

タープラン策定のための支援業務を委託したものでございます。

次は、241ページをお願いいたします。

備考欄の4番、旭駅前広場等整備事業は、用地取得と県事業に対する負担金などが主なものでございます。

次は、245ページをお願いいたします。

4目公園費の備考欄の3番、袋公園整備事業は、噴水や遊具の設置、植栽工事などを行ったものでございます。

その下の備考欄の4番、文化の杜公園整備事業は、不動産鑑定や物件調査、用地取得などを行ったものでございます。

次は、247ページをお願いいたします。

備考欄の5番、あさひ健康パーク整備事業は、植栽工事、管理棟新築工事などを行ったものでございます。

備考欄の6番、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業は、設計と測量業務を行ったものでございます。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の53ページから70ページに記載してございます。

次に、250ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額12億4,595万4,061円で、前年度比6,476万2,333円、5.5%の増となっております。

少し飛びまして255ページをお願いします。

1目常備消防費の備考欄の4番、消防車両整備事業は、救助工作車1台と水槽付消防ポンプ車1台を購入したものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の71ページから76ページに記載してございます。

次に、261ページをお願いします。

一番下の10款教育費は、支出済額43億9,924万5,374円で、前年度比10億5,497万6,006円、31.5%の増となっております。

増の主な理由は、小・中学校の大規模改造事業や第二中学校の改築事業が増となったことによるものでございます。

少し飛びまして275ページをお願いいたします。

1目学校管理費の備考欄の5番、小学校施設改修事業（繰越明許）と、次の277ページの

6 番、小学校大規模改造事業は、小学校 7 校の大規模改造事業を行ったものでございます。

次は、279ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄の 7 番、放課後児童健全育成事業は、学童クラブを新たに 4 か所開設し、全部で14か所で行ったものでございます。

少し飛びまして285ページをお願いいたします。

1 目学校管理費の備考欄の 4 番、中学校施設改修事業（繰越明許）と、その下の 5 番中学校大規模改造事業は、干潟中学校と第一中学校の校舎の大規模改造事業などを行ったものでございます。

その下の 6 番、海上中学校建設事業は、旧海上中学校校舎の解体工事を行ったものでございます。

一番下の 7 番、第二中学校改築事業は、屋内運動場と校舎の改築を行ったものでございます。

少し飛びまして299ページをお願いいたします。

2 目の文化振興費の備考欄の 2 番、文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものでございます。

少し飛びまして325ページをお願いいたします。

1 目保健体育総務費の備考欄 3 番、国民体育大会開催事業は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金でございます。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の77ページから90ページに記載してございます。

次に、339ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額829万5,000円で、内容は、農業用施設の災害復旧工事でございます。

次に、340ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額27億8,488万6,651円で、前年度比 1 億3,916万7,479円、4.8%の減となっております。

同じページで13款諸支出金は、支出済額16億676万1,843円で、前年度比7,850万6,737円、4.7%の減となっております。

減の主な理由は、342ページになりますが、3 項 1 目の土地開発基金繰出金が減となったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に、財産に関する調書について説明させていただきます。恐れ入りますけれども、決算書の後ろのほう、末尾のほうから４枚ほど戻っていただいた514ページです。

財産に関する調書でございます。

まず、第１の公有財産の（１）土地及び建物について、異動状況を説明申し上げます。

最初に、土地の増減です。その他の行政機関のうち消防施設1,348平方メートルの増は、寄附によるものが396平方メートル、それと公共用財産の公園から種別替えしたものが952平方メートルでございます。

次に、下のほうへ進みまして、公共用財産のうち学校542平方メートルの減は、小学校用地の一部を用途廃止して道路敷地としたことによるものでございます。

次に、公園１万1,541平方メートルの増は、文化の杜公園の用地として１万2,493平方メートルを買収したものと、児童遊園952平方メートルを用途廃止して消防用施設へ種別替えしたことによるものでございます。

次に、その他の施設5,953平方メートルの増は、ごみの最終処分場でありますクリーンパーク用地として借りていた5,420平方メートルを取得したことが主なものでございます。

次に、山林364平方メートルの増と雑種地28平方メートルの増は、道路敷を用途廃止し、普通財産に種別替えしたことによるものでございます。

次に、建物のうちの木造の増減です。公共用財産のうち学校183平方メートルの減は、旧海上中学校の自転車置場、部室、物置を取り壊したことによるものでございます。

次に、公営住宅31平方メートルの減は、市営住宅（双葉団地）１戸を取り壊したことによるものでございます。

次に、建物の非木造の増減でございます。公共用財産のうち学校3,595平方メートルの減の主な内容は、海上中学校の移転による旧校舎など3,260平方メートルを取り壊したことと、旧屋内運動場など2,134平方メートルを社会体育施設へ種別替えしたこと、また、第二中学校屋内運動場を改築したことで1,799平方メートルが増えたことによるものでございます。

次に、公営住宅252平方メートルの減は、市営住宅（神西住宅）２棟、８戸を取り壊したことによるものでございます。

次に、公園で１平方メートルの増は、萩園公園トイレの建て替えによるものでございます。

次に、その他の施設1,934平方メートルの増の主な内容でございますけれども、旧海上中学校屋内運動場など2,134平方メートルを社会体育施設として種別替えしたことによる増、それから旧海上中学校敷地内にありました柔剣道場を取り壊したことで200平方メートルが

減となったことによるものでございます。

次に、517ページをお願いします。

2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車1台の増と軽自動車4台の減は、公用車の更新などによるものでございます。

それから、次の、518ページから520ページまでは基金の状況になります。

まず、518ページでございます。

19年度末の現在高は、(1)の中で一番上の一般財政調整基金が18億8,795万8,000円、(2)の減債基金が1億5,912万1,000円、(3)の地域振興基金が18億8,045万8,000円となっております。

以上で、簡単ではございますけれども、議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長(明智忠直) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

○保険年金課長(増田富雄) 議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,284世帯で前年度比62世帯、0.4%の減、被保険者数は3万7,080人で前年度比884人、2.3%の減となっております。

19年度末の加入割合は、世帯比で65.5%、人口比で52.6%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者数が2万7,303人で前年度比809人、2.9%の減、退職被保険者が3,272人で前年度比281人、9.4%の増、国保老人対象者が6,505人で前年度比356人、5.2%の減、介護保険第2号被保険者は1万2,735人で前年度比360人、2.7%の減となります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

345ページをお開きください。

歳入決算額は81億3,298万7,436円で前年度比6%の増となり、歳出決算額については76億9,511万1,807円で前年度比8.1%の増となっております。

350ページをお開きください。

歳入歳出差引残額4億3,787万5,629円につきましては、平成20年度に財政調整基金へ2億

2,000万円を積み立てまして、残額 2 億1,787万5,629円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

360ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は27億3,937万1,875円となり、前年度比で3.7%の減となっております。不納欠損額は7,422万8,414円で、収入未済額は12億1,247万1,012円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は20億5,832万9,298円となり、収納率は88.05%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 2 億2,528万3,602円となり、収納率は86.71%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は 1 億4,648万5,253円となり、収納率は14.56%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,456万5,650円となり、収納率は13.97%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は 2 億6,952万1,674円となり、収納率は96.37%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,992万 5 円となり、収納率は95.6%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は474万8,414円となり、収納率は28.93%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は51万7,979円となり、収納率は34.82%であります。

以上のことから、1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 7 万590円で前年度比で58円、0.1%の増であります。

介護納付金分は 2 万2,037円で前年度比で183円、0.8%の減であります。

362ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は23億9,689万2,857円となり、前年度比1.9%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は18億893万394円となり、前年度

比4.2%の減であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は3,453万1,163円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 5 億5,326万4,000円で、前年度比6.1%の増であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る医療費に対する交付金で、収入済額は 7 億7,934万8,883円となり、前年度比21.9%の増であります。

364ページをご覧ください。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の3,453万1,163円であります。

2 項 1 目県財政調整交付金は 4 億16万3,000円で、前年度比2.1%の減であります。

7 款共同事業交付金の収入済額は 9 億3,450万4,455円で、前年度比78.4%の増となっております。

この内訳を申し上げますと、2 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 1 億5,093万6,115円で、高額医療費のうち、1 か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものでございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金については、一昨年10月から発足した事業でありまして、その収入済額は 7 億8,356万8,340円で、前年度比111.1%の増となっております。

内容としましては、高額医療費のうち、1 か月につき30万円を超え80万円以下のものについて交付の対象となったことによる増額であります。

9 款繰入金については、366ページをご覧ください。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億6,898万9,112円となり、前年度比0.3%の増であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は4,230万8,000円となり、前年度比19.5%の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は4,780万円となり、前年度比27.1%の増であります。これは、出産育児一時金の支給額が平成18年10月より 1 件当たり 5 万円引き上げたことによる増加であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は3,708万4,000円となり、前年度比9.2%の減であります。

10款繰越金の収入済額は 2 億7,712万3,630円で、前年度比14.9%の増であります。

11款諸収入の収入済額は4,911万9,831円で、主なものは、保険税に係る延滞金と交通事故等による第三者納付金、並びに国保連合会が保有しておりました高額医療費共同事業基金からの返戻でございます。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

372ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は3,583万1,660円となり、前年度比34.7%の減であります。これは、前年度まで支出しておりました直診施設地域活動費を諸支出金に組み換えしたことによるものであります。

1 項 1 目一般管理費の2,439万8,810円は、国保事業の管理運営費で、前年度比6.9%の減であります。

374ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は48億5,804万1,251円となり、前年度比1.9%の増であります。また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた1人当たりの給付費は15万7,809円で、前年度比3.5%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は43億3,271万2,633円となり、前年度比2.2%の増であります。

376ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は4億1,337万8,618円となり、前年度比1.5%の減であります。

378ページをご覧ください。

3 款老人保健拠出金の支出済額は10億6,882万1,822円となり、前年度比1.1%の減であります。これは、国保老人に係る拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものでございます。

380ページをご覧ください。

4 款介護納付金の支出済額は6億2,352万921円となり、前年度比3.4%の減であります。これは、第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は4万9,476円で、見込み人数1万3,198人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり1,898円の増となっております。

5 款共同事業拠出金は9億6,644万1,632円で、前年度比81.2%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億3,807万8,989円で、前年度比7.4%の増であります。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明

しましたとおり、一昨年の10月から発足した事業でありまして、その支出済額は8億2,836万620円で、前年度比104.6%の増であります。内容としましては、高額医療費のうち、1か月につき30万円を超え80万円以下のものについて、すべて拠出する対象となったことによる増額であります。

382ページになります。

6款保険事業費は3,183万5,452円となり、前年度比18.1%の増であります。この主なものといたしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業などがございます。

386ページになります。

9款諸支出金は1億1,061万9,069円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金、並びに、先ほど総務費の説明の際に取り上げました直診施設への繰出金が入っておるものでございます。

408ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、351ページをお戻りいただきたいと思います。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,127万2,534円となり、前年度比3.4%の減となっております。歳出決算額は6,446万4,492円となり、前年度比0.5%の減となります。

356ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,680万8,042円につきましては、平成20年度に財政調整基金へ900万円を積み立てまして、残額780万8,042円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

394ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,364万8,450円となり、前年度比2.9%の減であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は9万5,300円となっております。内容は、往診等に係る手数料などでございます。

396ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は738万8,000円となっております。

8 款諸収入の収入済額は52万2,731円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所の嘱託料などでございます。

続いて、歳出になりますが、402ページをお開きください。

1 款総務費でございますが、支出済額は3,356万5,035円となり、前年度比4.2%の減となっております。

404ページをご覧ください。

2 款医業費でございますが、これは医薬品や器材の購入となっております。支出済額は3,012万123円となり、前年度比2.7%の増となっております。

3 款施設整備費、これは施設の修繕及び備品の購入に充てられたものでございまして、支出済額は77万9,334円となっております。

409ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度の老人保健の状況について申し上げます。

受給対象者の年間平均は8,211人で、前年度比429人、5%の減となっております。その内訳は、国保老人6,505人、社保老人1,706人であります。

平成19年度の医療給付費等は40億798万8,092円で、前年度比1.9%の減となっております。

また、1人当たりの医療費は48万8,124円で、前年度比3.2%の増となります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

411ページをお開きください。

歳入決算額は41億9,267万9,162円となり、前年度比0.8%の減となっております。

歳出決算額は40億4,505万2,955円となり、前年度比1.8%の減であります。

歳入歳出差引残額は、416ページにございますように1億4,762万6,207円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

420ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は20億8,429万8,264円となり、前年度比6.6%の減であります。

主なものは、1 項 1 目医療費交付金で、その収入済額は20億6,770万6,123円となり、前年度比6.6%の減であります。

2 款国庫支出金の収入済額は13億503万9,343円となり、前年度比0.03%の増であります。

3 款県支出金の収入済額は 3 億2,303万2,000円となり、前年度比2.9%の減であります。

4 款繰入金の収入済額は 3 億6,793万4,000円となり、前年度比10.6%の増であります。

主なものは、1 項 1 目 2 節医療費一般会計繰入金 3 億5,441万6,000円で、自己負担後の総医療費から支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

5 款繰越金の収入済額は 1 億670万2,690円となっております。

422ページをご覧ください。

6 款諸収入の収入済額は567万2,865円で、その内容は、第三者納付金などがございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。

426ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,080万2,842円となり、前年度比24.1%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は40億2,482万6,950円となり、前年度比1.9%の減であります。

内訳としましては、1 項 1 目医療給付費が39億4,410万8,462円となり、前年度比1.9%の減であります。

2 目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は6,387万9,630円となり、前年度比1.3%の減であります。

428ページをご覧ください。

3 目審査支払手数料の支出済額は1,683万8,858円となり、前年度比3.9%の減であります。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金の支出済額は942万3,163円で、これは平成18年度県支出金の精算による返還金でございます。

430ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 3 号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 51分

再開 午後 1時 0分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

- 高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成19年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をご用意ください。

1ページになります。

1の高齢者人口等ですが、この資料は20年3月末の状況を第3期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は、前年度と比較して説明いたします。

上から2行目のB欄になります。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,964人で、対前年226人の増、伸び率1.4%です。

3行下になります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率ですが22.6%で、対前年0.4ポイントの増になります。

要介護認定者数は1,997人で、対前年43人の増、伸び率で2.2%、一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は11.9%で、対前年0.1ポイントの増になります。

以下、2番目は介護度別認定者数、2ページ、3ページになりますが、保険料の納付状況、保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、決算書についてご説明申し上げます。

決算書の431ページをお開きください。

歳入決算額は32億7,686万2,205円で、対前年3.9%の増です。歳出決算額は31億8,445万8,031円で、対前年5.1%の増で、歳入歳出差引残額は9,240万4,174円となりました。

次の432ページから436ページの歳入歳出決算の内容については、437ページからの歳入歳

出決算事項別明細書によりご説明いたします。

438ページは、歳入の事項別明細書の総括ですので、次のページ、440ページの歳入から、決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は5億4,280万6,697円、対前年3.1%増で、収納率は95.7%です。

三つ下になります。1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は4億9,302万9,334円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は4,776万189円で、収納率は83.1%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は201万7,174円で、収納率は11.9%です。

2 款国庫支出金の収入済額は7億2,402万2,999円で、対前年度0.6%の増です。内容ですが、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となります。

3 款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は9億4,078万218円で、対前年8.0%の増です。内容は、介護給付費と地域支援事業のルール分となります。

442ページになります。

4 款県支出金の収入済額は4億6,405万7,020円で、対前年4.4%の増です。内容は、支払基金交付金と同様、介護給付費と地域支援事業のルール分となります。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金と2 項の基金繰入金があり、一般会計からの繰り入れは、介護給付費分と地域支援事業費分及び事務費分となりまして、合計で4億4,422万1,000円です。

2 項基金繰入金、444ページになります。介護保険給付費準備基金繰入金で3,200万円を繰り入れていたしました。

繰入金の総額は4億7,622万1,000円で、対前年5.9%の増となりました。

7 款繰越金は1億2,415万7,970円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、2 項雑入で1 目第三者納付金92万3,885円は、交通事故による加害者納付金です。

2 目 1 節地域支援事業利用収入は357万1,299円で、備考欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入になります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、448ページになります。

歳出の主なものについて説明申し上げます。

1 款総務費の支出済額は3,803万492円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費などです。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費の備考欄の 1、介護認定審査会費は1,987万7,308円で、審査会の開催数は96回、審査件数は2,546件です。

450ページになります。

2 目認定調査費は958万5,205円で、調査件数は2,627件です。

452ページになります。

2 款保険給付費の支出済額は29億7,461万3,731円で、対前年度 1 億3,843万2,067円の増、伸び率にして4.9%の増になります。

保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,065人、施設サービスが525人で、合計1,590人となりました。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。

主なものは、1 目居宅介護サービス給付費で、支出済額は10億865万2,754円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模の特別養護老人ホームがこのサービスに該当し、1 億4,424万4,743円です。

3 目施設介護サービス給付費の支出済額は14億8,576万8,175円で、月平均利用者数は525人、内訳は、老人福祉施設で320人、老人保健施設196人、療養型医療施設 9 人となっています。

454ページになります。

6 目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は 1 億3,120万3,737円で、ケアプランの作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費の支出済額4,674万4,188円は、要支援者の保険給付費等です。456ページになります。

中段になりますが、3 項 1 目審査支払手数料の支出済額370万3,365円は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で、4 万3,569件分となりました。

4 項高額介護サービス等費の支出済額は3,526万4,831円で、3,705件分です。

458ページになります。

5 項特定入所者介護サービス等費の支出済額 1 億464万7,780円は、低所得者対策としての補足給付に係るもので、20年 2 月末における食費・居住費の負担限度額認定者は361人、介

護老人福祉施設旧措置者に係る減額免除の認定者は35人、合わせた軽減対象者は396人でした。

3 款財政安定化基金拠出金の支出済額は321万823円で、保険料収入額が不足する場合に対処するため、平成18年度から平成20年度の標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出したものです。

4 款基金積立金は5,347万6,000円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。

なお、平成19年度末の介護保険給付費準備基金の残高は3億31万867円です。

460ページです。

5 款地域支援事業費は4,880万3,979円です。

主なものを挙げますと、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費、説明欄 2、通所型介護予防事業333万1,350円は、介護予防拠点において、運動器の機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ136人です。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費、説明欄 4、高齢者筋力向上トレーニング事業624万9,600円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は18.7人です。462ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費、備考欄 3、総合相談・支援事業で、次のページになりますが、上段の13、委託料500万円は、市内の五つの事業所に在宅介護支援センターとして委託したものです。

3 項 1 目任意事業費は2,269万2,023円で、備考欄記載のとおり、1、家族介護用品給付事業 ― 紙おむつの事業です ― 2、介護相談員派遣事業、3、配食サービス事業等を行いました。

466ページになります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は6,602万1,180円で、前年度保険給付費の精算に伴う国・県等への返還金になります。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

次は、468ページになります。

実質収支に関する調書で、記載のとおりとなっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 中野博之 登壇)

- 下水道課長(中野博之) 議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

補足説明に入ります前に、公共下水道の整備状況を申し上げます。

平成20年3月末の供用開始区域は153.7ヘクタールで、処理区域内人口は5,465人、供用人口は3,071人であります。

普及率は行政区域内人口6万9,536人における処理区域内人口で7.9%、水洗化率は処理区域内人口における供用人口で56.2%となりました。

前年度との比較で申しますと、普及率は0.3ポイントの増、水洗化率は1.0ポイント増ということでございます。

なお、事業認可区域202ヘクタールに対しまして約76%が整備されたこととなります。

それでは、決算書の469ページをお開きください。

平成19年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億1,542万4,676円、歳出6億7,699万6,043円で、歳入歳出の差引額は3,842万8,633円であり、翌年度への繰越金でございます。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

478ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金であり3,151万5,700円で、これは平成15年度から19年度に賦課した負担金の5年分割の19年度納付分と一括納付分などの合計でございます。

なお、19年度の受益者負担金の納付率は46.3%でございます。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は5,096万1,385円、納付率は94.2%であります。

手数料9万6,000円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料8件であります。

3款国庫支出金は5,550万円であり、面整備工事及び旭市浄化センター自主設計業務委託などの補助対象事業に対する補助金であります。

5款繰入金は4億3,356万2,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものであります。

一般会計から4億1,856万2,000円、財政調整基金から1,500万円をそれぞれ繰り入れたものであります。

480ページをお開きください。

6 款繰入金は1,892万8,029円で、前年度からの繰越金であります。

7 款諸収入は26万1,562円で、内容といたしましては、日本下水道協会からの広報活動助成金 7 万円、その他19万1,562円であります。

8 款市債は 1 億2,460万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で4,500万円、単独分で5,680万円、特別措置分2,280万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

484ページをお開きください。

1 款総務費は7,964万8,924円で、これは給料・手数料などの人件費及び需用費などの事務費であります。

486ページをお開きください。

2 款事業費は 3 億215万9,560円であります。

1 項の管理費は 1 億1,094万7,605円であります。

不用額の2,078万2,395円の主な内容といたしましては、汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、運転業務委託における入札執行残、維持管理において補修工事が発生しなかったことなどによるものであります。

488ページをお開きください。

2 項の工事費は 1 億9,121万1,955円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料は7,397万2,900円で、面整備及び処理場等の実施設計委託料であります。

15節工事請負費は 1 億871万1,750円で、東町・網戸地先の面整備工事及び18年度整備地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は660万5,550円で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り回し工事負担金であります。

なお、不用額5,088万6,045円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う下水道管及びガス管の切り回し工事に係る負担金が少なかったことなどによるものであります。

490ページをお開きください。

3 款公債費は 2 億9,518万7,559円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、借入金償還費が 1 億9,954万1,684円、借入金利子支払費が9,564万5,875円であり

ます。

492ページは、平成19年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます、記載のとおりでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度末におけます農業集落排水事業の状況について申し上げます。

お手元の歳入歳出決算に関します説明資料、3ページつづりのものでありますが、これをご用意いただきたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります、平成19年度全体の処理区域内人口2,141人に対しまして、使用人口は1,491人で、普及率は69.6%であります。

これ以外につきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、決算書につきまして説明させていただきます。

決算書の493ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額は6,687万2,000円に対しまして、歳入歳出決算額はともに5,850万6,315円で、予算額に対します割合は87.5%であります。

次の、494ページから498ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

502ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は1,596万円であります。内訳といたしまして、現年度分1,554万円、江ヶ崎地区19件と琴田地区17件、過年度分で42万円、江ヶ崎地区1件であります。

収入未済額は582万8,000円で、未納件数は、過年度分でありまして、江ヶ崎地区7件、琴田地区8件であります。

2 款使用料及び手数料は1,413万530円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区219件、998万7,230円、琴田地区94件、414万3,300円であります。江ヶ崎地区分につきましては、過年度分7件、4万8,300円を含んでおります。

3 款繰入金は2,841万5,785円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

4 款繰越金、5 款諸収入は0円であります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、506ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1 款総務費の支出済額は627万336円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費であります。

2 款事業費は1,511万4,999円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費でございます。

510ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で2,116万980円であります。借入先は、外務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成19年度末の地方債残高は3億2,937万7,153円であります。

4 款繰出金は1,596万円であります。これは、平成19年度受益者分担金1,596万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、事業の運営に当たりましては、市民に良質な水を安定供給するため、水道事業基本計画の施設整備計画に基づき、旭エリアの排水区域変更と水質・

圧力改善を図るための配水管布設工事のほか、各配水場の機械設備及び電気計装設備等の修繕・点検整備を実施し、適正な事業運営に努めてまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万5,613人、給水件数は1万8,298件、普及率は78.8%となり、前年度に比較し1.1ポイント上昇いたしました。

年間給水量につきましては614万9,840立方メートルとなり、1日最大給水量は1万9,928立方メートル、1日平均給水量は1万6,803立方メートルとなりました。

また、有収水量は603万5,950立方メートルとなり、有収率は前年度より1.1ポイント上昇し98.1%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、鎌数、岩井、蛇園、後草、三川地先等に75ミリから150ミリの配水管等を延べ3,519.4メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

19年度の決算報告書でございます。この報告書の決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、水道事業収益の予算額18億1,415万3,000円に対し、決算額18億9,913万7,704円となり、収入率は104.7%となりました。

この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で16億406万1,871円、他会計補助金等の営業外収益で2億9,507万5,833円となりました。

支出につきましては、水道事業費用の予算額16億6,070万8,000円に対し、決算額は16億1,234万9,598円となり、執行率は97.1%となりました。

この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用で13億9,812万1,216円、企業債利息等の営業外費用で2億1,084万4,196円、不納欠損等の特別損失で338万4,177円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額1億4,217万3,000円に対し、決算額は1億6,150万2,800円となり、収入率は113.6%となっております。

この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良及び上水道高資本対策借換債に伴う企

業債で1億1,460万円、消火栓設置に伴う負担金で241万2,900円、給水申込納付金で4,448万9,900円となりました。

資本的支出は、予算額6億2,100万2,000円に対し、決算額は5億7,672万5,031円となり、執行率は92.9%であります。この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良費で9,845万1,725円、企業債償還金で4億7,827万3,306円となっております。

工事概要につきましては、後ほど14ページをご覧くださいと思います。

資本的収入額が支出に不足する額4億1,522万2,231円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万4,927円、過年度分損益勘定留保資金4億1,269万7,304円で補てんいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として15億2,802万8,377円、2の営業費用として13億5,033万9,913円、差し引き営業利益は1億7,768万8,464円となりました。

続いて、4ページをお開きいただきしたいと思います。

3の営業外収益として2億9,523万5,797円、4の営業外費用として1億8,533万1,896円、差し引き1億990万3,901円の黒字となり、3ページの営業利益と合わせますと、経常利益は2億8,759万2,365円が計上されました。

この経常利益から特別損失の過年度損益修正損338万4,177円を引いた額2億8,420万8,188円が19年度の純利益でございます。

また、前年度繰越欠損金からこの純利益を引いた2億3,280万9,742円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおりですが、未処理欠損金として2億3,280万9,742円を計上してあります。

資本剰余金の部につきましては、の補助金の11億2,553万5,263円は、国・県・市からの補助金の累計額であります。

続きまして、6ページに移ります。

の負担金は、消火栓設置等に係る一般会計からの負担金でありまして、当年度消火栓設置費241万2,900円を加え、年度末残高は5億289万3,781円となります。

の給水申込納付金は、水道加入申込時点でいただいている納付金でありまして、当年度

収入額4,237万1,332円を加え、年度末残高は14億1,866万1,280円となります。

の受贈財産評価額の3億9,258万7,062円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けた累計額でございます。

次は、7ページに移ります。

、その他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は34億4,010万6,026円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は9ページに記載してありますが、資産合計は69億1,114万4,691円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります負債合計の1億5,931万225円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります資本合計67億5,183万4,466円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は69億1,114万4,691円となりまして、資産合計と一致いたします。

12ページの事業報告書は先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

こちらは、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定・変更に関する事項であります。

(5)の変更に関する事項につきましては、平成19年4月より水道料金を改定いたしましたので、改定内容を記載したものであります。

14、15ページは建設工事費、保存工事費の概況となっております。

16ページは、年間の業務量であります。前年度に比較して、給水人口、件数、給水量ともに増加しております。

17ページ、18ページは、事業収入及び事業費の内訳となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項について申し上げます。

営業収益の内訳は、給水収益が15億2,084万9,277円で、受託工事収益が85万500円、その他営業収益が632万8,600円となっております。給水収益が大幅な増収となった要因は、平成19年4月1日からの料金改定によるものと有収水量の増加によるものであります。

営業外収益の内訳は、他会計補助金が1億4,862万円、県補助金が1億4,622万4,000円、

雑収益が39万1,797円となっており、事業収益の合計は18億2,326万4,174円となります。

続いて、18ページをお開きください。

(3) 事業費に関する事項について申し上げます。

営業費用の内訳は、原水及び浄水費が8億432万6,985円、配水及び給水費が1億7,128万6,404円、受託工事費が81万円、総係費が1億2,743万7,622円、減価償却費が2億4,577万3,031円、資産減耗費が70万5,871円となります。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が1億8,533万1,896円、特別損失は、過年度損益修正損が338万4,177円でありまして、事業費用は15億3,905万5,986円となります。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、19ページ以降は決算付属資料となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(明智忠直) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、医師不足の問題は深刻化を増し、診療の縮小や停止となる施設が増加している中、当院では、優秀な人材の確保、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。当期利益金3億1,000万円を計上することができ、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16ページをお開きください。

業務状況でございますが、患者数は、入院患者数及び入所者数、年間延べ40万6,399人、1日平均1,110人、外来患者数及び通所者数、年間延べ86万4,507人、1日平均3,525人となりました。

また、収益的収支は、収入総額300億4,731万9,000円、支出総額297億762万5,000円となり、差し引き3億3,969万4,000円、税抜き処理純利益3億1,089万1,000円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額3,219万2,000円、支出総額26億5,576万5,000

円、内訳としまして、建設改良費14億2,092万6,000円、企業債償還金12億3,483万9,000円となりました。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります、この決算額につきましては、税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額305億532万4,000円、決算額は300億4,731万9,352円となり、収入率は98.5%となりました。

収入のうち主なものとしましては、第1項医業収益の決算額は272億505万7,193円で、収入率は98.2%でした。このうち入院収益は135億4,011万4,367円、外来収益は127億3,715万7,864円でした。

第2項医業外収益の決算額は17億8,736万5,731円で、収入率は104%でした。決算額が予算額を上回ったのは、主に一般会計からの繰入金の増額によるものであります。

次に、2ページをお開きください。支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額302億5,090万9,000円に対し、決算額は297億762万5,310円となり、執行率は98.2%でした。

支出のうち主なものとしましては、第1項医業費用の決算額は268億9,717万7,758円で、執行率は98.4%でした。主なものは、給与費127億9,804万9,346円、材料費92億2,719万156円であります。

第2項医業外費用の決算額は16億1,118万8,924円で、執行率99.1%でした。

次に、3ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額3,324万2,000円に対し、決算額3,219万2,000円で、収入率は96.8%となりました。

第1項補助金は3,219万2,000円で、予算額と同額でした。

4ページをお開きください。支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額32億90万7,000円に対し、決算額は26億5,576万4,987円で、執行率は83%でした。翌年度繰越額2億6,000万1,000円は、継続事業である再整備事業実施設計と看護師宿舍新築工事の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は14億2,092万5,557円となり、執行率は72.3%でした。主なものは、器具備品7億3,679万2,552円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は12億3,483万9,430円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額26億2,357万2,987円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書ですが、この金額につきましては、税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は(1)入院収益から(4)の介護保険事業収益までの合計271億4,272万533円、2、医業費用は(1)給与費から(6)の研究研修費までの合計267億6,765万2,136円で、差し引き医業利益は3億7,506万8,397円となっております。

3の医業外収益から次ページの8、ケアハウス事業までの計は28億2,923万4,469円でした。

9、医業外費用から14のケアハウス事業費用までの計は28億9,341万1,988円でした。

この結果、当年度純利益は3億1,089万878円となりました。これに前年度繰越利益剰余金10億5,396万8,945円を合わせた当年度末処分利益剰余金は13億6,485万9,823円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、減債積立金の2、前年度繰入額5,600万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、建設改良積立金の3、当年度処分額2億3,950万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金13億6,485万9,823円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

9ページをお開きください。

次に、資本剰余金の部であります、国県補助金の3、当年度発生高3,219万2,000円は、施設設備に対する国よりの補助金であります。

、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

、再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は94億2,094万2,014円となっております。

剰余金処分計算書(案)は、1、当年度末処分利益剰余金13億6,485万9,823円のうち、2、利益剰余金処分額(1)減債積立金に6,900万円を積み立てて、残りの12億9,585万9,823円

は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産の合計は、このページの下から3行目に記載されておりますが296億7,723万9,948円でした。

次の、12ページをお開きください。

(2)無形固定資産と(3)投資を含めた固定資産合計は297億3,270万1,460円となっております。

2の流動資産の合計は105億828万9,280円となっております。

3、繰延勘定の合計21億5,032万8,903円を合わせた資産合計は423億9,131万9,643円となっております。

次の、13ページをお開きください。

次に、負債の部であります、4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は17億7,195万6,192円となっております。

続きまして、資本の部であります。

資本の部、6の資本金と次の14ページの7の剰余金の合計額は、資本合計406億1,936万3,451円になっており、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は423億9,131万9,643円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2、工事には、(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の24ページの3、業務には、(1)業務量が記載されております。

25ページ(2)は事業収入に関する事項、次の26ページ(3)は事業費に関する事項です。これは、18年度決算額と19年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、27ページをお開きください。

27ページから31ページは、4、会計(1)重要契約の要旨(イ)工事請負、(ロ)医療機

器、（ハ）ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

31ページの（３）其他会計処理に関する重要事項ですが、先ほど８ページの剰余金計算書にて説明申し上げたとおりであります。

次の32ページから39ページまでは収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

40ページは固定資産の明細となっております。

41ページから44ページは企業債の明細となっております。

以上で、議案第８号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第９号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の９ページをお開きください。

宿舎事業の報告書からご説明いたします。

本年度は、耐震化と利用者ニーズに対応する施設の改修工事に着手し、先駆けて完成したレストランの供用を開始いたしました。また、これと並行して経営改善に取り組み、旭市の食材資源を生かす「食彩の宿」として、新しい経営基盤づくりに努めてまいりました。

利用実績につきましては、宿泊者１万7,230人、休憩者6,357人でございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で1,451人の減少、休憩者が596人の減少となりました。

経理につきましては、決算報告書で説明させていただきます。

１ページをご覧いただきたいと思います。

決算報告書の決算額につきましては、消費税を含んで記載しております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、国民宿舎事業収益の予算額２億883万円に対し、決算額１億7,898万4,115円となり、収入率は85.7%となりました。この決算額の内容は、宿泊料金などの営業収益で１億7,696万7,132円、他会計補助金等の営業外収益で201万6,983円となりました。

支出につきましては、国民宿舎事業費用の予算額２億941万円に対し、決算額は１億9,318万5,034円となり、執行率は92.3%となりました。この決算の内容は、人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で１億9,286万2,766円、企業債利息等の営業外費用で32万2,268円と

なりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額9,140万円に対し、決算額は0円となっております。これは、施設改修事業に伴う企業債で、当年度工事の出来高のうち、年度内の支払いを必要としなかったため、年度中に企業債の資金化も生じなかったことによるものです。

なお、この工事の出来高に相当する企業債は、翌年度4月30日に資金化しており、借り入れと支払い手続きともに完了しております。資金化した企業債は7,410万円で、予算に対し81.1%となっております。

資本的支出は、予算額1億3,683万9,000円に対し、決算額は1億702万560円となり、執行率は78.2%であります。この決算の内容は、施設改修工事等の建設改良費で9,525万8,177円、企業債償還金273万8,725円、経営改善業務としての開発費で902万3,658円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億702万560円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額496万6,478円、過年度分損益勘定留保資金413万2,221円、当年度分損益勘定留保資金273万1,799円、建設改良積立金2,109万62円で補てんいたしました。

これになお不足する額7,410万円については、19年度許可済企業債の未発行分7,410万円をもって翌年度に措置することといたしました。先ほど説明したとおり、4月30日に資金化しており、資金不足は生じておりません。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書について説明いたします。この金額については、消費税抜きで記載しております。

営業収益として1億6,854万1,009円、営業費用として1億9,107万9,398円、差し引き営業損失は2,253万8,389円となりました。

営業外収益として197万139円、営業外費用として32万2,268円、差し引き164万7,871円の黒字となり、営業損失から差し引きますと2,089万518円の経常損失となりました。

この経常損失は、当年度純損失となり、前年度繰越利益剰余金を差し引いた1,323万77円が当年度未処理欠損金となります。

続きまして、4ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおり、当年度未処理欠損金1,323万

77円を計上しておりますが、建設改良積立金の当年度末の残高は4,900万7,398円となっております。

次に、5ページになります。

欠損金処理計算書につきましては、未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は、7ページになりますけれども、6億5,316万3,952円であります。

8ページをお開きください。

負債合計8,380万5,673円と、資本合計5億6,935万8,279円を合わせた負債・資本の合計は6億5,316万3,952円になり、資産合計と一致いたします。

次に、10ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

次に、11ページになります。

前段は、料金その他供給条件の設定・変更に関する事項として、昨年12月に改正した使用料について、また、施設の名称変更に関する事項として、本年1月に施設の名称を「旭市国民宿舎飯岡荘」から「食彩の宿いいおか」に名称変更した事項を記載しております。

後段は、施設改善事業としての建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、12ページ以降の資料については、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成19年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成19年度旭市一般会計及び健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計までの各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2

項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について、審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、この後に報告される、基金の運用状況及び健全化判断比率、並びに資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により本年度から新たに加わった審査であり、同法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によるものです。

審査方法については、基金の運用状況は、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか、また、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数は、いずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率及び資金不足比率についても、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも早期健全化基準をクリアしております。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

最後に、結びとして申し上げます。

一般・特別会計において、本年度実施された事務、事業はおおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

いわゆる三位一体の改革により地方分権が推進され、市町村の自主性、自立性が強く求め

られている中、旭市においても、市税をはじめとした自主財源の積極的な確保と、その歳入に見合った健全な財政運営が必要となっています。

1市3町の合併から今年度で3年目の決算となりましたが、今後も、事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

また、各公営企業会計においては、公営企業の基本原則に留意され、その事業運営は、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

上下水道事業では、水道料金が千葉県下で上位4位、下水道料金は上位3位と高料金であり、市民に負担がかかっています。

事業を始めてしまった後では難しいことですが、上水道は今後の県内水道事業の統合・広域化計画の動向を見据え、水道料金の低減化を図ること、下水道に関しては今後の対象地域と費用低減の検討が必要です。

さらに大切なことは、旭中央病院の拡張等、旭市及び市民の将来に大きく影響する決定に当たっては、意志決定者である市長及び議員の皆様方の未来を見据えた的確な判断を期待しております。

社会の成熟化とともに、行政需要はますます増大するものと予想されることから、今後は、それら市民の要望に応えるために、行財政運営全般にわたる徹底したコスト意識と改善意欲を持ち、総力を挙げて住民の福祉の向上に邁進されることを要望し、平成19年度決算審査結果報告といたします。

○議長（明智忠直） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について、説明を求めます。

議案第10号、議案第17号、議案第18号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

○ 財政課長 (平野哲也) 議案第10号、議案第17号、議案第18号について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算 (第 1 号) について、補足説明を申し上げます。

補正予算書のほうをご用意いたします。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 1,700 万円を追加し、予算の総額を 262 億 9,700 万円とするものでございます。

第 2 条の地方債の補正であります、内容は 4 ページの第 2 表で説明いたします。

2 ページから 3 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債補正です。上段は、追加で、(仮称) 下宿ふれあい公園整備事業に合併特例債を追加するものでございます。この事業につきましては、当初予算において国の合併補助金を財源として見込んでおりましたが、先般、国からの内示がありましたが、内示額が当初予算額を下回りましたので、このため、代替りの財源として、今回、合併特例債 5,980 万円を計上するものでございます。

なお、今後、補助金の追加等がございましたら、合併特例債の借入額を減らしていく方向であります。

下段は、変更で、中学校校舎改築事業の限度額を 6,880 万円増額するものでございます。内容は、第二中学校の用地買収に伴う物件補償費の増によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

少し飛びまして 7 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目地方交付税 3,227 万 7,000 円の追加は、普通交付税が決定したことによるもので、今回はその一部を補正財源として計上いたしました。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 152 万 6,000 円の追加は、児童扶養手当の増によるものでございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金 5,300 万円の減額は、先ほどご説明申し上げました (仮称) 下宿ふれあい公園整備事業に係る市町村合併推進体制整備費補助金の内示額が当初の予算額を

下回ったことによるものでございます。

4目土木費国庫補助金631万円の追加は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費の増によるものでございます。

6目教育費国庫補助金2,568万9,000円の追加は、安全・安心な学校づくり交付金の第二中学校校舎改築事業分に対する補助金の増によるものでございます。

次は、8ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金8,487万1,000円の追加は、説明欄にあります四つの県補助金でありまして、内容につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。

3項1目総務費委託金2,770万円の追加は、県民税徴収費委託金の増によるものでございます。

16款1項2目民生費寄附金は、社会福祉費寄附金として、知的障害者団体の活動費に10万円の篤志寄附を計上するものでございます。

下の9ページになりますが、18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金8億412万7,000円から、当初予算計上額の4億円を差し引いた4億412万7,000円を今回の補正財源として追加するものでございます。

19款5項3目雑入は、市道の付け替えに伴う旭中央病院からの道路改良工事負担金でございます。

20款市債は1億2,860万円の追加で、内容は第2表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わらせて、次は、歳出でございます。

説明は、事業ごとに、歳入で触れなかった点を中心に説明申し上げます。

10ページをお願いしたいと思います。

2款1項6目財産管理費の基金積立金4億1,000万円の追加は、19年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2項2目賦課徴収費の説明欄の1番、調査賦課事務費533万2,000円の追加は、平成21年度から始まる公的年金からの市民税の特別徴収事務のための電子システム賃借料などでございます。2番の収税事務費5,972万5,000円の追加は、税源移譲に伴う所得税率の変更による所得税の軽減は受けなかったのに、住民税率の変更による市民税の増加の影響のみを受けた方に対して還付を行うものでございます。

次に、11ページの中段になりますけれども、3款3項1目児童福祉総務費636万3,000円の追加は、次世代育成支援行動計画策定支援業務委託料と児童扶養手当対象者の増による給付

費の追加でございます。

4目保育所費1,138万1,000円の追加は、保育所維持補修費と中央第二保育所駐車場の用地取得費でございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の8,541万円の追加は、説明欄1番がトマト黄化葉巻病対策としての生産育成事業補助金に36万8,000円、米の生産調整の一環として、米粉を活用しためん等への利用を進めるための米の力再発見事業補助金に104万7,000円、次の説明欄の2番、売れる米づくりのための機械導入に係るがんばる産地支援事業補助金に443万3,000円、説明欄の3番が、生産管理用機械の導入に係る新産地づくり支援対策事業補助金に40万2,000円、説明欄の4番、県営ほ場整備事業と併せて、乾燥調整貯蔵施設及び複合経営促進施設の整備を行う経営構造対策事業補助金に7,916万円を計上するものでございます。

8款2項3目道路新設改良費で、説明欄の1番、道路新設改良事業6,821万4,000円の追加は、歳入で説明しました旭中央病院からの負担金に伴う道路改良工事5,880万円が主なものでございます。説明欄の2番、防衛施設周辺民生安定事業の1,990万円の追加は、用地購入費と物件補償費の増によるものでございます。

3項4目公園費につきましては、歳出予算の補正はありませんが、国庫補助金等の財源調整を行ったものでございます。

14ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費の説明欄の1番、小学校施設改修事業630万円の追加は、共和小学校体育館の屋根改修工事を行うものでございます。

説明欄の2番、中央小学校改築事業731万4,000円の追加は、中央小学校北校舎について、第二次耐震診断を行うものでございます。

説明欄の3番、矢指小学校改築事業774万1,000円の追加は、用地買収予定地の物件調査、校舎の第二次耐震診断を行うものでございます。

3項1目学校管理費の説明欄の1番、中学校施設改修事業1,300万円の追加は、第一中学校特別教室棟の屋根改修工事と飯岡中学校の消火設備補修工事を行うものでございます。

説明欄の2番、第二中学校改築事業は1,622万円の追加でございますが、用地買収に伴う物件補償でございます。

16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

今回の補正で、土木債に5,980万円、教育債に6,880万円を追加することにより、20年度末現在高見込額は、一番右下になりますが277億5,239万円となる予定でございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、18号について、補足説明を申し上げます。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてでございます。

契約の名称は、防災行政無線整備工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は9億9,540万円であります。

契約の相手方は、神奈川県川崎市高津区末長1116番地、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部であります。

工事の期限は、平成22年3月25日を予定いたしております。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過を説明させていただきます。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった7社すべてが資格要件を満たしておりました。8月21日の入札には、4社が辞退されまして、3社による一般競争入札を執行いたしました。

その結果、9億9,540万円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月26日に仮契約を締結いたしております。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号でございます。

議案第18号は、財産の取得についてでございます。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台でございます。

取得金額は2,215万5,000円であります。

取得の相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京ポンプ営業部でございます。

次に、契約の経過を説明申し上げます。

入札参加登録業者で納入可能な8社を指名し、去る8月25日に指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、予定価格に達しませんでしたので随意契約として交渉の結果、予定価格に達しましたので8月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成21年2月20日であります。

以上で、議案第18号について補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

- 病院経理課長（鈴木清武） 議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、資本的支出の予定額の補正で、第1款資本的支出の既決予定額40億8,390万円に6,596億7,000円を増額し41億4,986万7,000円に補正しようとするものであります。

第3条は、継続費の総額及び年割額の補正で、総額を205億8,475万円に、年割額を20年度6億1,980万円、21年度55億7,872万5,000円、22年度143億8,622万5,000円に改めるものであります。これは、再整備事業新本館建設工事の資材高騰への対応から増額補正するものであります。

それでは、9ページをお開きください。

継続費に関する調書であります。

総額は、当初予算の183億8,586万4,000円に21億9,888万6,000円増額の205億8,475万円となります。また、年割額は、20年度5億5,383万3,000円を6,596万7,000円増額の6億1,980万円、21年度49億8,502万6,000円を5億9,369万9,000円増額の55億7,872万5,000円、22年度128億4,700万5,000円を15億3,922万円増額の143億8,622万5,000円に補正するものであります。

以上で、議案第11号についての補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第19号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 議案第12号及び議案第19号について補足説明をいたします。

まず、議案第12号について説明いたしますが、その前に、今回、同じ事由で議案を4件提案しておりますので、その背景について説明いたします。

平成18年に公益法人制度の大幅な改革がなされ、今年の12月1日から新たな制度がスタートいたします。

内容は、従来の公益法人である社団法人と財団法人を、一般社団法人、一般財団法人、そ

れと公益社団法人、公益財団法人の四つにするものです。

具体的には、従来の社団法人、財団法人は、民法第34条に基づいて、主務官庁等の許可で設立されましたが、12月からは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて、他の法人と同様に、登記のみで一般社団法人、または一般財団法人としての設立が可能となります。

その上で、公益目的事業を行う場合は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて、公益社団法人または公益財団法人としての認定を受けることとなります。

そして、この改革のために、国においては民法をはじめとする約300の関係法律の改正を行っておりまして、これらの法律の改正に伴って、今回、条例の改正が必要となったものでございます。

なお、既存の公益法人は、今後5年間の間に新制度の法人への移行が求められております。

それでは、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正の内容は、題名及び第1条中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。これは、今回の公益法人制度の改革で、本条例の根拠法であります公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律において、「公益法人等」の文言が「公益的法人等」に改められることによるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を平成20年12月1日といたしましたが、これは、公益法人制度改革関連法の施行日でございます。

なお、本議会に提案しております議案第14号から議案第16号までの3議案についても、本議案と同様に、公益法人制度の改革に伴う改正であります。

それぞれの改正の内容については、後ほど所管課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第19号です。

議案第19号は、専決処分の承認についてでありまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定であります。

これは、先の国会で地方自治法の一部が改正され、その施行日が8月20日公布の政令において9月1日とされたため、急施を要しましたので専決処分をし、議会の承認を求めるものでございます。

地方自治法の改正の内容ですが、1点目は、第100条に第12項が追加され、「議会は、会

議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」こととなりました。

2点目は、第203条において議員の報酬に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬に関する規定から分離し、その名称を「議員報酬」に改めることとなったことでございます。

これらにより、関係する四つの条例を改正したものでございますが、一括して一つの条例で改正するため、4条から成る構成といたしました。

第1条の旭市議会政務調査費の交付に関する条例の改正は、地方自治法第100条に第12項が追加され、項が移動したことに伴うものです。

第2条の旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の改正は、地方自治法第203条の分割に伴って引用条文を改め、「報酬」を「議員報酬」に改めるものです。

第3条の旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正は、地方自治法第203条の分割に伴って引用条文を改めるものです。

第4条の旭市特別職報酬等審議会条例の改正は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものです。

附則の施行日は、法律の施行に合わせて9月1日といたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、千葉県ひとり親家庭医療費等助成事業実施要領が一部改正されることに伴って改正するものであります。

議案をご覧くださいますと、一部改正とはいえ、かなりの条文に改正がなされており、お分かりいただきづらい内容となっておりますけれども、これは、今回の一部改正に合わせて、千葉県の実施要領を基に市の現行条例の条文整理をさせていただくことによるものです。改正となる部分は2点でございます。それでは、改正の内容を申し上げます。

まず、1点目といたしまして、障害者自立支援法が施行されたことによりまして、障害児施設等への利用契約によって、施設入所している児童は医療費の一部負担金が生じておりますので、当該児童を助成の対象に含めるよう、3条2項3号で対象者の拡大を図るものです。

2 点目といたしまして、入院の際に生じる食事医療費及び生活療養費の標準負担額は、医療制度をはじめ他の制度との均衡を図るために、今回の改正におきまして、5 条 1 項 5 号で助成対象外とするものです。

ただし、今まで求めておりました 1 日 300 円の入院費用の自己負担については、廃止をするものです。

実施の時期につきましては、平成 20 年 10 月 1 日受診分から対象とするものです。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 14 号について、市民課長、登壇してください。

（市民課長 木内國利 登壇）

○市民課長（木内國利） 議案第 14 号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

先ほど総務課長から、議案第 12 号において、公益法人制度改革に伴う総括的な説明がございましたが、本議案についても同様の趣旨で改正を行うものであります。

第 2 条については、印鑑の登録資格を規定しており、登録を受けることのできる者は認可地縁団体の代表者であります。裁判所の選任する職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人、これらが選任されるときにあっては、その者が印鑑の登録を受けることとなっております。

第 2 条第 2 号から第 4 号に規定する仮代表者、特別代理人、清算人については民法を準用してはございましたが、公益法人改革に伴い、民法及び地方自治法が一部改正され、引用する根拠規定が民法から地方自治法に移行されたことによるものであります。

第 6 条第 4 号及び第 8 条第 1 項第 2 号中の「事務所」を「主たる事務所」に改正するのは、地方自治法中の文言の改正に合わせるものでございます。

第 11 条第 2 項第 2 号については、認可地縁団体が解散したときの印鑑登録の抹消を規定しているものであり、引用する法律の改正により条文を整理するものであります。

なお、この改正は、根拠法令及び一部文言を改めるものであり、印鑑の登録手続き等に変更はないことを申し添えます。

以上で、議案第 14 号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 市民課長の補足説明は終わりました。

議案第 15 号について、環境課長、登壇してください。

(環境課長 平野修司 登壇)

- 環境課長(平野修司) それでは、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

先ほど総務課長から、議案第12号において公益法人制度改革に伴う総括的な説明がありましたが、本議案についても同様の趣旨で改正を行うものでございます。

主な改正内容を説明いたします。

本条例第6条第1項第2号中、これは現行文ですけれども、「又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財産法人」と改めるものであります。

なお、「公益社団法人又は公益財団法人」に改めるのは、墓地等の経営には永続性及び非営利性が求められ、公益性を重視し、経営主体として、より適当と判断したためのものであります。

また、附則の2では、改正後の公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むこととする経過措置を設けております。

以上でございます。

- 議長(明智忠直) 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長 神原房雄 登壇)

- 商工観光課長(神原房雄) 議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

これにつきましても、議案第12号において、公益法人制度改革について総括的な説明がありましたけれども、本議案についても、同様の趣旨で改正を行うものであります。

改正の内容は、旭市土地開発公社の定款では、第7条第5項において、監事の職務を定めております。

今回の公益法人制度改革におきまして、本定款において引用する民法第59条が削除され、代わって公有地の拡大の推進に関する法律に監事の職務が規定されることから、所要の条文の整理を行うものでございます。

なお、基本的に監事の職務に変更はございません。

また、附則では、本定款の施行日を当該法律の施行日である平成20年12月1日とするもの

であります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 報告第1号、報告第4号、報告第5号について説明申し上げます。

最初に、報告第1号でございます。

報告第1号、平成19年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明申し上げます。

まず、1の基金現在高であります。平成19年度末基金現在高は9億6,248万9,755円であります。

その内訳といたしましては、2の基金現在高の内訳に示しておりますとおり、現金保有高が2億8,405万4,035円、土地保有高が1億883万3,130円でございます。

また、貸付金5億6,960万2,590円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地、衛生施設周辺環境整備事業用地、及び袋公園用地等でございます。

3の運用状況のうち、（E）欄の貸付金利子52万3,843円は、旭市土地開発公社への貸付金に係る利子が主なものでございます。

（H）欄の貸付金1億1,295万1,328円は、文化の杜公園、谷丁場遊正線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金であります。

（I）欄の貸付金返還7,434万5,731円は、旭駅前線用地及び市道H-1-005号線用地分の貸付返還金でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号について説明を申し上げます。

報告第4号、平成19年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

初めに、財政健全化法の内容につきまして少し触れさせていただきます。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体は、平成20年度から毎年度、健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を算定し、地方公営企業についても資金不足比率を算定

して、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

この健全化判断比率により、地方公共団体は、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階となった場合には、それぞれの段階に応じた財政健全化対策を行うことが求められるようになりました。

以上が、財政健全化法の趣旨でございます。

それでは、旭市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

表の関係でございます。

初めに、表の見方でございますけれども、A欄は、平成19年度決算に基づきます旭市の算定数値でございます。B欄につきましては、国が定めた早期健全化基準でありまして、四つの指標のうち一つでもこの基準を超えますと、議会の議決を経て、早期健全化計画を作成し、公表するとともに、都道府県知事へ報告することになります。C欄につきましては、財政再生基準でありまして、この基準を超えますと、財政再生計画を作成し、公表するとともに、総務大臣に報告することになります。

次に、A欄の旭市の算定数値をご説明いたします。

まず、1の実質赤字比率であります。これは、一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては、黒字であったため該当いたしておりません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計を合計すると黒字であったため該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考といたしまして黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めまして、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は19.2%となりました。18%を超えているため起債の許可申請が必要となりますが、一部の起債発行が制限されます早期健全化基準の25%は下回っているところでございます。

次に、4の将来負担比率であります。これは、一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であ

りまして、本市は121.7%となり、早期健全化基準を下回っております。

以上のとおり、平成19年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。これで安心することなく、これからも財政の健全化確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号、平成19年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成20年度から毎年度、資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられたものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額を事業規模に対する割合として表したもので、経営健全化基準であります20%以上となった場合は、経営健全化計画を定め、計画に従って財政健全化を図ることになります。

それでは、平成19年度の旭市の資金不足比率についてご説明申し上げます。

表にございますように、対象となるのは下水道事業会計をはじめとした五つの会計でございます。

A欄につきましては、平成19年度の決算における各会計の算定数値であります。B欄につきましては、国が定めた経営健全化基準でありまして、20%以上になりますと、議会の議決を経て、経営健全化計画を作成し、公表するとともに、都道府県知事へ報告することになります。

ご覧のように、平成19年度において資金不足が生じた公営企業はありませんので、該当はいたしておりません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成19年度は、すべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく、企業会計につきましても、引き続き財政の健全化確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 及川 博 登壇)

- 学校教育課長 (及川 博) 報告第 2 号、平成19年度旭市奨学基金の運用状況について説明申し上げます。

表をご覧ください。

A 欄、平成19年度の積立金は、ありません。

次に、B 欄をご覧ください。基金現在高は、平成19年度末6,737万8,880円となりました。

C 欄をご覧ください。貸付につきましては、平成19年度中72件、156万円の貸し付けをしました。

続いて、D 欄をご覧ください。返済につきましては444件、435万8,000円が返済されました。

その結果、E 欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、平成19年度末で3,681万3,000円となり、平成19年度末預金残高は、F 欄の最下段に示しましたように3,056万5,880円となります。

以上、報告第 2 号の説明を終わります。

- 議長 (明智忠直) 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第 3 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

- 保険年金課長 (増田富雄) 報告第 3 号、平成19年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

1 枚目をお開きください。

初めに、基金現在高でございますが、平成19年度末で1,000万円であります。

貸付でございますが、平成18年度末の貸付残高が12件、151万6,000円ございます。それに、平成19年度中におきまして合計で87件、834万4,984円を貸し付けました。

返済でございますけれども、平成19年度中に合計で92件、887万6,984円が返済されました。

この結果、貸付残高は、19年度末で 7 件、98万4,000円となり、預金残高は901万6,000円となっております。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

- 議長 (明智忠直) 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第 6 号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成19年度の事業経営状況及び平成20年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告させていただきます。

初めに、平成19年度の事業報告及び決算書につきましてご説明いたします。

公社の当期の経営につきましては、牛についてのと畜頭数は、計画・前年実績に対しともに増となっております。豚についてのと畜頭数は、計画頭数の達成には至りませんでした。前年実績対比では増となっております。このほかの収入も前年対比で増となっているため、収入については計画・前年実績、両方とも増となっております。

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

と畜頭数では、大動物、これは牛でありますけれども、1万4,124頭、前年実績、前年と比べますと440頭の増、前年比としましては103.2%。小動物、豚でありますけれども、35万3,063頭、前年比7,221頭の増、前年比としまして102.1%となっております。

次に、収支であります。損益計算書でご説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

売上高の計につきましては60億1,007万8,000円で、前年58億8,537万7,000円より1億2,470万1,000円の増であります。これは、対前年比102.1%であります。

営業利益につきましては8,808万4,000円で、前年6,884万2,000円より1,924万2,000円の増となっております。前年比128%であります。税引き後の当期純利益は5,107万6,000円の計上となっております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページにつきましては、平成20年度の事業の計画であります。

1の集荷目標につきましては、豚で36万頭、前年実績の102%、牛で1万3,900頭、前年実績の98.4%を見込んでおります。

2の事業方針としまして、千葉県の基幹食肉センターとしての特色を生かし、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、食品安全のための国際規格ISO22000の認証取得を目指すというものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の収支の見込みでございます。

平成20年度につきましては、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとしまして、当期利益を1,046万1,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対します返済は、当期返済額の累計で17億1,053万円余りとなっております、返済計画どおり実施されております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時20分